

# 訪問看護ステーション西堀 医療保険対象者利用料金表

平成 30 年 4 月 1 日

後 期 高 齢 者 医 療 保 険 対 象 者			
基 本 利 用 料	一般の高齢者の方→訪問看護に要する費用の 1 割		
	一定以上の所得がある方→訪問看護に要する費用の 3 割		
健 康 保 険 の 対 象 者			
加入健康保険法等に定める自己負担割合分			
そ の 他 の 料 金			
超過料金	1 回の訪問が 90 分を超えた場合・・・30 分毎に 1,000 円		
死後の処置料	5,000 円		
営業日・営業時間	営業日：月曜日から日曜日まで連日 営業時間： 8:45 から 17:15		
訪問看護療養費内訳	金 額	備 考	
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1 日につき）	5,550 円	週 3 日目まで	
	6,550 円	週 4 日目以降※1	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （1 日につき）※2	2人	5,500 円	週 3 日目まで
		6,550 円	週 4 日目以降※1
	3人以上	2,780 円	週 3 日目まで
		3,280 円	週 4 日目以降※1
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500 円	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている利用者様への訪問（入院中 1 回）※3	
訪問看護管理療養費（初回）	7,400 円	月 1 回	
訪問看護管理療養費（2 日目以降）	2,980 円		

加 算		
夜間早朝加算	2,100 円	夜間 18 時～22 時 早朝 6 時～8 時
深夜加算	4,200 円	深夜 22 時～6 時
複数回訪問看護加算 ※4	1 日 2 回	4,500 円 *算定要件あり
	1 日 3 回以上	
24 時間対応体制加算	6,400 円	月 1 回
特別管理加算	2,500 円	月 1 回
	5,000 円	
緊急時訪問看護加算※5	2,650 円	1 回毎
複数名訪問看護加算※6	4,500 円	週 1 回
長時間訪問看護加算※7	5,200 円	90 分以上、週 1 回
退院時共同指導加算※8	8,000 円	初回訪問時に加算 1 回または 2 回
退院時共同特別管理指導加算※9	2,000 円	初回訪問時に加算 1 回または 2 回
退院支援指導加算※10	6,000 円	退院日の訪問 1 回
訪問看護情報提供療養費 1※11	1,500 円	月算定要件あり
訪問看護情報提供療養費 3※12	1,500 円	月 1 回
在宅患者連携指導加算※13	3,000 円	月 1 回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※14	2,000 円	月 2 回まで

看護・介護職員連携強化加算※15	2,500 円	算定要件あり
ターミナルケア療養費 I ※16	25,000 円	算定要件あり
ターミナルケア療養費 II ※17	10,000 円	算定要件あり
乳幼児加算 (6 歳未満)	1,500 円	1 日

- ※1 週 4 日以上利用できる方は、厚生労働大臣が定める疾患等と特別な管理が必要な利用者様、特別指示書期間中の利用者様となります。
- ※2 同一建物内で同一日に 2 名以上、同じ看護師が訪問看護を実施する場合の料金です。
- ※3 厚生労働大臣が定める疾患等は外泊中に 2 回まで訪問看護の利用が可能です。
- ※4 複数回訪問が利用できる方は、厚生労働大臣が定める疾患等の利用者様と特別指示書期間中の利用者様となります。
- ※5 利用者様またはご家族様の求めに応じて、主治医の指示に基づき、緊急の訪問を行なった場合、所定料金に加算となります。
- ※6 厚生労働大臣が定める疾患等の利用者様に看護師が 2 名以上で看護を行なった場合、所定料金に加算となります。
- ※7 特別な管理が必要な利用者様、特別指示書期間中で長時間の訪問看護が必要な利用者様に、1 回で 90 分をこえる看護を実施した場合、所定料金に加算となります。
- ※8 入院、入所中に施設職員や主治医とともに、ご本人やご家族に在宅での療養上必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合、初回訪問看護利用時に加算されます。厚生労働大臣が定める疾患等は 2 回まで指導を行うことが可能です。
- ※9 特別な管理が必要な利用者様は、退院時共同指導加算に追加となります。
- ※10 厚生労働大臣が定める疾患等と特別な管理が必要な利用者様に、退院当日、病院以外で療養上の指導を行った場合、初回訪問時に加算となります。
- ※11 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様について、利用者様の同意を得て、利用者様の居住地を管轄する市町村及び都道府県等に対して、市町村等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を情報提供した場合に算定となります。
- ※12 医療機関、介護老人保健施設または介護医療印に入院・入所する利用者様について、利用者様の診療を行っている保険医療機関に訪問看護に係る情報を提供した場合に算定となります。
- ※13 訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書により情報共有を行い、看護師がそれを踏まえた療養生活上の指導を行なった場合、月 1 回に限り加算となります。
- ※14 急変等に伴い、主治医の求めに応じ主治医、介護支援専門員等と共同でご自宅に赴きカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合に算定となります。
- ※15 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻または腸瘻による経管栄養または経鼻経管栄養を必要とする利用者様に対して、訪問看護ステーションの看護職員が、喀痰吸引等を行う介護職員に対し、利用者様の病態の変化に応じて、医師の指示の下、支援・連携した場合に加算となります。
- ※16 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者様本人・家族と十分な話し合いを行い、利用者様本人の意思決定を基本に、他の医療機関及び介護関係者と連携の上、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合に算定となります。
- ※17 特別養護老人ホームやグループホーム等で死亡した利用者様に対しターミナルケアを行った場合や、看取り介護加算を算定している利用者様にターミナルケアを行った後 24 時間以内にホーム以外で死亡した場合に算定となります。